佐賀県ふるさと寄附金（「県民協働の地域づくり」及び「ＮＰＯ等を指定した支援」）による寄附金交付要綱

（趣旨）

第１条　この交付要綱は、佐賀県ふるさと寄附金基金条例（平成 20 年条例第１号。以下「条例」という。）及び佐賀県ふるさと寄附金及びふるさと寄附金基金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、ＣＳＯなどの多様な主体が自主的、自発的に活動する「自発の地域づくり」を推進するため、ＣＳＯの経営力、課題解決力の更なる向上を図ることを目的として、佐賀県に対しＣＳＯ活動の充実に係る事業（「県民協働の地域づくり」及び「ＮＰＯ等を指定した支援」）を指定して寄附された寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（ＣＳＯの定義）

第２条　本要綱におけるＣＳＯ（Civil Society Organizations〔市民社会組織〕の略）とは、市民が主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利団体（志縁組織）及び地域住民で構成された地縁組織であって、ＮＰＯ法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、ＰＴＡといった組織・団体を含む団体をいう。

（寄附金の受付）

第３条　条例第１条に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）のうち、取扱要領第４条第３項に基づく使途メニューである「県民協働の地域づくり」及び「ＮＰＯ等を指定した支援」の受付窓口は、県民協働課とする。

２　寄附金は、寄附申込書（「県民協働の地域づくり」及び「ＮＰＯ等を指定した支援」）（様式第１号）により受け付けるものとする。ただし、寄附申込書によりがたい場合には、別に定める様式を寄附申込書とみなすことができる。

３　寄附金は、寄附の目的が公序良俗に反するものや、県が事業として活用することが困難と思われる場合には、拒否することができる。

４　前項の規定により、寄附金を拒否した場合には、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

（収納方法）

第４条　寄附金の収納方法は、次に掲げるとおりとする。

（１）納入通知書による納付

（２）マルチペイメントネットワークを利用したインターネットバンキング及び ATM による電子納付

（３）クレジットカード納付
（４） 株式会社ゆうちょ銀行払込取扱票による納付
（５） 現金の直接納付
（６） その他寄附者の利便性の向上に資する方法で、かつ、次項に定める協議において適切と認められたもの
２　寄附金の収納に必要な手続は、佐賀県財務規則の定めによるほか、会計管理者と協議の上、決定する。

（納入期限）
第５条　寄附金の納入期限は、納入通知の日から起算して 30 日以内とする。ただし、寄附者から申出があった場合には、この限りではない。
２　納入期限を超過してもなお寄附金の入金確認ができない場合には、寄附者の意思を確認し、適切に対処するものとする。

（お礼状及びお礼の品）
第６条　指定されたＣＳＯは、寄附金を収納した場合の謝意の表明として、お礼状を贈呈する。
２　お礼状は、寄附金の県への入金を確認した後に贈呈する。
３　ＣＳＯを指定した寄附については、指定されたＣＳＯが、地方税法等の関係法令が定める基準を満たしたお礼の品を送ることができる。なお、お礼の品を送る場合には、指定されたＣＳＯは、お礼の品の送付と併せて、お礼状を送付することができる。
４　１回の寄附額が 50 万円以上の寄附者に対しては、当該寄附者が希望する場合には感謝状を贈呈する。

（領収証書及び寄附受納証明書）
第７条　第４条第１項各号に定めた収納方法ごとの領収証書様式は、佐賀県財務規則の規定に基づき、会計管理者と協議の上、決定する。
２　前項に定める領収証書等のほか、寄附者には、寄附控除のために必要となる寄附受納証明書を発行する。

（寄附金台帳の作成）
第８条　寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を整備する。

（基金の積立）
第９条　県に収納した寄附金の適正な管理のため、県民協働課長は、収納した寄附金について、予算の範囲内において逐次佐賀県ふるさと寄附金基金（以下「基金」という。）に積

み立てるものとし、積み立てる額は、寄附金申込みを受け付ける各ふるさと納税ポータルサイト毎に別表１のとおりとする。

２　寄附金から基金に積み立てた額を差し引いた額については、県で事務費等として活用し、残額については、「県民協働の地域づくり」として基金に積み立てるものとする。

３　前二項の規定にかかわらず、災害等の特別な事由がある場合には、県民協働課長は、別表１に定める額を超えて予算の範囲内において、基金に積み立てることができる。

（基金に積み立てた寄附金の取扱い）

第１０条　前条第１項の規定により基金へ積み立てた寄附金は、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定により「ＮＰＯ等を指定した支援」の対象となったＣＳＯ（以下「寄附対象ＣＳＯ」という。）のうち、寄附者が指定したＣＳＯに対して寄附金として交付する。

なお、その判断に当たっては、県民協働課長は必要に応じて関係課又は関係機関等に意見を求めることができる。

２　指定されたＣＳＯは、速やかに当該寄附金の活用を検討するように努めなければならない。

３　「県民協働の地域づくり」を指定した寄附金については、県民協働課長がその使途及び支出方法を決定する。

４　第９条第２項の規定により「県民協働の地域づくり」に積み立てた額は、残額が発生した会計年度の翌年度以降において、「ＮＰＯ等を指定した支援」に振り替えた上で、残額が発生した会計年度における寄附対象ＣＳＯに配分するものとする。ただし、振替額の各ＣＳＯへの配分額については、残額が発生した会計年度の「ＮＰＯ等を指定した支援」の総額に占める各ＣＳＯを指定した寄附額の割合によるものとし、当該配分額の交付の取扱いについては第１項に定めるとおりとする。

５　前項の規定による配分を希望しないＣＳＯ又は配分時において寄附対象ＣＳＯでないＣＳＯに対しては、配分を行わないものとする。この場合、当該ＣＳＯに配分を予定していた額は、第３項に定める「県民協働の地域づくり」を指定した寄附金として取り扱うものとする。

（「ＮＰＯ等を指定した支援」の要件）

第１１条　県民協働課長が以下の要件を全て満たしていると認めたＣＳＯについては、「ＮＰＯ等を指定した支援」の対象となることができる。

（１）ＣＳＯとしての要件

ア　佐賀県内に事務所（レターボックスや私書箱等の郵便物受取用の所在地を事務所とするものは除く。）を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。

イ　法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。

ウ　過去３年分以上（団体の創設の日から３年を経過していない場合には創設の日以降）の事業活動や決算・財務の情報を自ら広く開示していること。

エ　10 名以上の構成員で組織された団体であること。

オ　団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。

カ　特定非営利活動促進法別表（第２条関係）に掲げる活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体であること。

キ　特定非営利活動法人の場合には、特定非営利活動促進法で定めるところにより事業報告書を所轄庁へ提出していること。

ク　寄附者の個人情報を適切に管理できる体制及び環境を整備していること。

ケ　自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

(ｱ)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ｲ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ｳ) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(ｴ)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(ｵ)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ｶ)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ｷ)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

コ　ケの(ｲ)から(ｷ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（２）活動についての要件

ア　公益性の高い活動を行っていること。具体的には次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当すること。

(ｱ)　佐賀県の施策と整合する活動を行っていること。

(ｲ)　佐賀県又は県内市町との協働の実績を有すること。

イ　県内で概ね 1 年以上の継続的な活動実績があること（佐賀県が県外から誘致したＣＳＯを除く。）。

ウ　県内に在住し、活動する者が１名以上いること。

エ　法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

オ　活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと。

（「ＮＰＯ等を指定した支援」に係る寄附金の使途の要件）

第１２条　寄附金の使途は次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

（１）ＣＳＯが自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。
（２）特定非営利活動促進法第２条別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。
（３）県民の便益につながる事業に必要な経費であること。
（４）構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
（５）宗教的、政治的活動のための経費でないこと。

（「ＮＰＯ等を指定した支援」に係る申出について）
第１３条　「ＮＰＯ等を指定した支援」を活用して資金調達に主体的に取り組む意思のあるＣＳＯは、原則としてあらかじめ寄附の活用方法等について、県民協働課に相談するとともに、団体の活動状況（様式第２号その１）、誓約書（様式第２号その２）、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の管理体制（様式第２号その３）及び活動に関する資料を提出するものとする。
２　県民協働課長は、前項のＣＳＯについて、第 11 条及び第 12 条に規定する要件を満たしていると確認ができた場合には、「ＮＰＯ等を指定した支援」による寄附の支援の対象とし、その旨を、県のホームページ等で紹介する。
　なお、その判断に当たっては、県民協働課長は必要に応じて関係課又は関係機関等に意見を求めるものとする。

（支援の辞退）
第１４条　寄附対象ＣＳＯが当該支援を辞退する場合には、辞退届（様式第３号）を提出するものとする。また、辞退届を提出することなく解散したＣＳＯについては、解散の時点をもって当該支援を辞退したものとみなす。
２　前項の場合において、当該ＣＳＯを指定して現に基金に積み立てている寄附金及び一般会計に受け入れている寄附金については、第 10 条第３項に定める「県民協働の地域づくり」を指定した寄附金として取り扱うものとする。

（支援の中止等）
第１５条　寄附対象ＣＳＯに本要綱、法令違反（地方税法等により定められているふるさと納税の制度を適正に運用するために必要な照会への回答含む）、定款・規約の違反、寄附者に不利益が生じる返礼品に関する誤り等ふさわしくない事象が発生した場合には、県民協働課長は当該ＣＳＯに対し改善を求めるとともに第 13 条第２項に定める紹介の中止をすることができる。
２　前項による紹介の中止を行った日から１年以上経過してもなおふさわしくない事象が引き続き改善されない場合には、「ＮＰＯ等を指定した支援」の対象としない。この場合においては、当該ＣＳＯを指定して現に基金に積み立てている寄附金及び一般会計に受

け入れている寄附金については、第10条第３項に定める「県民協働の地域づくり」を指定した寄附金に振り替えるものとする。

（寄附金の交付）

第１６条　第10条により寄附金を交付する場合には、県民協働課長は寄附対象ＣＳＯと交付時期及び交付金額等について予算の範囲内で調整を行うものとする。

２　寄附金の交付を希望する寄附対象ＣＳＯは、寄附金の交付を受けようとする年度ごとに寄附金活用計画書（様式第４号）を県民協働課長に提出し、前項による調整後の額の範囲内において、寄附金交付申請書兼誓約書（様式第５号）を県民協働課長に提出するものとする。

３　前項に規定する寄附金交付申請書兼誓約書が到達してから当該申請に係る寄附金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。また、交付決定後速やかに寄附金を交付するものとする。

（寄附金交付の条件）

第１７条　寄附金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）本要綱の規定に従うこと。

（２）寄附金は、寄附金活用事業計画書に記載した事業に充てること。

（３）第16条第２項により提出した寄附金活用事業計画書に新たな事業を追加する場合は、事前に寄附金活用事業変更計画書（様式第６号）を県民協働課長に提出すること。

（４）寄附金による支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後５年間保管すること。

（寄附金交付の取消し等）

第１８条　県民協働課長は、次に掲げる場合には、寄附金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（１）寄附対象ＣＳＯが、法令、本要綱、又は法令、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

（２）寄附対象ＣＳＯが、寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合。

（３）交付の決定後に生じた事情の変更等により、寄附金を交付することが適当でないと判断される場合。

２　県民協働課長は、前項において取消し、又は変更した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する寄附金が交付されているときは、期限を付して当該寄附金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　県民協働課長は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第３号に規定する場合を除き、その命令に係る寄附金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセ

ントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、加算金を除いた未納金に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（返還された寄附金の取扱い）

第１９条　前条の規定により返還された寄附金については、原則として第 10 条第３項に定める「県民協働の地域づくり」への寄附として基金に積み立てるものとする。

（活動状況の情報発信）

第２０条　寄附対象ＣＳＯは、毎年度、自らのホームページ、ブログ、フェイスブック、会報又は佐賀県ＣＳＯポータル等の情報発信媒体において、活動状況、決算状況及びふるさと納税の使途等を広く情報発信しなければならない。

（実績報告）

第２１条　寄附対象ＣＳＯは、毎年度３月 31 日現在で、交付された寄附金のその年度における活用実績について記載した実績報告書（様式第７号）を、翌年度６月 30 日までに提出しなければならない。ただし、第 13 条の規定により辞退届を提出したＣＳＯについては、辞退届の提出日が属する年度における活用実績について記載した実績報告書を、翌年度６月 30 日までに提出しなければならない。

２　前項の規定により提出された実績報告書については、県のホームページ上に公開する。

（状況報告及び調査）

第２２条　県民協働課長は、寄附金の使途等に関し、必要があると認めるときは、寄附対象ＣＳＯに対して、寄附金の使途等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（個人情報の保護）

第２３条　寄附対象ＣＳＯは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。なお、寄附対象ＣＳＯが、その業務の一部を外部委託等する場合においては、委託先等に対しても、個人情報に関する適正な取り扱いを義務付けなければならない。

２　寄附対象ＣＳＯにおいて、個人情報の流出などの事故又は事故につながるおそれのある事案が発生した場合には、直ちに流出を防止するために必要な措置を講じるとともに、速やかに県に報告しなければならない。

（その他）

第２４条　本要綱に定めがない事項については、条例及び取扱要領の定めによるものとする。

２　前項に規定するものの他、要綱の実施について必要な事項は別に定める。

別表１（第９条関係）

ふるさと納税ポータルサイト（運営事業者）	基金に積み立てる額
ふるさとチョイス（株式会社トラストバンク）	寄附金の 85%に相当する額
READYFOR（READYFOR 株式会社）	寄附金の 83%に相当する額
ふるさと生活（株式会社 Workthy）	寄附金の 92%に相当する額
楽天ふるさと納税（楽天グループ）	寄附金の 84%に相当する額
ふるなび（株式会社アイモバイル）	寄附金の 83%に相当する額

附　　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行し、平成 27 年３月 31 日までに受け入れ現に佐賀県が管理しているふるさと寄附金についても適用する。

ただし、第３条第１項第２号については、（株）ゆうちょ銀行と県民協働課においてその取扱いについての協議が整った日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。ただし第１９条第２項に規定する平成 29 年度に係る提出期限については従前のとおりとする。

附　　則

この要綱は、平成 30 年５月 11 日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和２年３月 31 日までに現に寄附対象ＣＳＯとなっている団体については、第 11 条（１）のアに定める事務所に係る要件については、令和３年３月 31 日までは、なお従前のとおりとする。

２　令和２年３月 31 日の時点において現に寄附対象ＣＳＯとしての紹介が中止されている団体については、第 15 条第２項の規定に関わらず、この要綱の施行の日を、同条第１項による紹介の中止を行った日とみなす。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第 21 条第２項の規定について

は、令和２年度分の実績報告書から適用する。

附　　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和３年度における活用実績について記載した実績報告書の様式については、第 21 条第１項に定める実績報告書（様式第７号）の様式によらず、なお従前の例によることもできる。

また、第 21 条ただし書きの規定については、令和３年度に辞退届を提出したＣＳＯから適用する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。なお、第９条の寄附金の積立に関しては、令和５年４月１日以降に収納した寄附から対象とする。また、令和５年度の事業計画について記載した事業計画書の様式、令和５年度の事業計画の変更について記載した事業変更計画書及び令和４・５年度における活用実績について記載した実績報告書の様式については、第 16 条に定める事業計画書（様式第４号）の様式、第 17 条に定める事業変更計画書（様式６号）及び第 21 条第１項に定める実績報告書（様式第７号）の様式によらず、従前の例によることもできる。

附　　則

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和８年 10 月 28 日から施行する。